

議案第 5 4 号

山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 1 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 4 号参考資料

山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第 8 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8 円 3 8 銭</u>を超える場合は、<u>8 円 3 8 銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(その金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。	(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第 8 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7 円 7 3 銭</u>を超える場合は、<u>7 円 7 3 銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(その金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。
(選挙運動用ポスターの作成における公費の支払) 第 1 1 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単	(選挙運動用ポスターの作成における公費の支払) 第 1 1 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単

改正後	改正前
価（当該作成単価が、<u>5 8 6 円 8 8 銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 1 8 万 9, 7 5 0 円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	価（当該作成単価が、<u>5 4 1 円 3 1 銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 1 8 万 9, 7 5 0 円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。